

## 第105回 産業統計部会 議事録

1 日 時 令和3年5月19日（木）10:00～12:10

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、岩下 真理、

【臨時委員】

宇南山 卓（京都大学経済研究所教授）

【専門委員】

小針 美和（株式会社農林中金総合研究所主任研究員）

【審議協力者】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：土橋課長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

**○川崎部会長** おはようございます。この部会の部会長を務めさせていただきます日本大学の川崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、定刻となりましたので、ただいまから第105回の産業統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

本日は、4月22日に開催されました第163回統計委員会において、総務大臣から諮問されました「農業経営統計調査の変更」についての審議を行います。

今回の部会の構成につきましては、資料の参考1に産業統計部会の構成員名簿がありますが、この部会の経常的な構成員である岩下委員、それから宇南山臨時委員がおられます。それから、専門委員としまして、農林中金総合研究所の小針主任研究員も御参加いただいております。

小針専門委員におかれては、過去にも産業統計部会に御参加いただいております、大変ありがとうございます。小針専門委員から、御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**○小針専門委員** ありがとうございます。ただいま御紹介にあずかりました農林中金総合

研究所の小針と申します。私は、稲作の経営を中心に農業経営、あと農業政策の研究をしておりまして、それでこの農業経営統計調査の結果を活用しているという立場と、あと私ども農中総研が農業協同組合を中心に調査を実際に行なっておりますので、その調査実施者の立場ということで、2012年から参画させていただいております。よろしく願いいたします。

**○川崎部会長** ありがとうございます。ぜひそのような御経験を生かして、いろいろ御意見をいただければと思っております。

さて、通常はここで事務局から配布資料を紹介させていただくのが部会の運営の通例ですが、今回はリモート開催ですので、会議の時間をできるだけ効率的に使っていくということで、事務局からの議事や資料の説明については省略します。審議の過程では、説明されている資料や議論になっている資料については、随時事務局から画面に表示しながら議論していくということになります。

まず、審議に先立ちまして、私から3点ほどお知らせします。

まず1点目は、審議の進め方です。この審議につきましては、これまでの部会と同様に、資料2の審査メモに沿いまして、事務局から審査状況と議論すべき論点を説明し、その後、資料3に基づき、論点ごとに調査実施者から回答していただき、その上で審議を進めていくということでありまして。

それから2点目ですが、参考2の資料、今後の審議予定です。部会での審議は、今のところ、2回を予定しておりますが、これで一通りの審議を終えまして、答申案のおおよその内容や構成について御了解が得られれば、最終的な答申案は書面決議により決定するなど、効率的に審議を進めたいと考えています。仮に2回の部会で終了しなかった場合には、大変恐縮ですが、3回目を開催させていただくことも考えられると思っておりますので、そのときはまた御協力をよろしく願いいたします。答申案については、7月に開催予定の統計委員会に報告したいと考えています。

最後、3点目ですが、本日の審議時間は12時までを予定しております。ただ、審議の状況によっては予定時間を過ぎる場合もあるかと思っております。そのような場合、予定のある方は御退席いただいても結構ですので、一応12時までということを目標として、効率的に進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、早速審議に入らせていただきます。では、まず諮問の概要についてですが、諮問の内容については既に統計委員会の場で説明させていただいておりますので、審議の効率化のために、この場では説明そのものは割愛させていただきます。ただし、4月22日の統計委員会で諮問の際に、委員から御発言がありました。これについては、事務局から御紹介いただきたいと思います。

では、事務局、よろしく願いいたします。

**○森政策統括官(統計基準担当)付調査官** 最終確認前の未定稿扱いの資料となりますけれども、「席上配布」と記しました「諮問の際に示された御意見」を御覧ください。先日開催されました統計委員会の諮問時において、参加された委員からの御発言を御紹介いたします。

初めに、農業経営統計調査における調査の重点化に関して、調査事項が少ない「副業的経営体」を自営農業に60日以上従事している65歳以上の世帯員のみによる世帯と定義づけていることにつきまして、本調査で必要とされる項目の把握が困難になるおそれがあるとの懸念から、65歳という線引きの理由を説明してほしいという意見がございました。

これに対して農林水産省から、損益計算書ベースの経営状況などの重要事項については、全ての経営体から回答を求める基本項目と整理しており、こちらで把握できるので支障がないこと、また65歳の線引きについては、農林業センサスにおいて用いている区分であり、所得分布の状況を見ても問題ないと判断したとの回答がありました。

次に、本調査の直接の質問ではなかったのですが、経済センサスと、農林業センサスなどの農業に関する調査との関係性について質問がありました。

これに対して農林水産省から、経済センサスの調査対象は事業所・企業であるが、農林業センサスの対象となる農業経営体の大半は個人・世帯で、経済センサスの対象になっていないことなどの回答がありました。

事務局からは以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

今の2点のやり取りにつきましては、統計委員会の中でのやり取りとしては完結しておりますので、特段これについて部会としてフォローするという事ではないだろうと思っています。ただ、このような御意見をお聞きいただいた上で、もし何か特段の御意見、御感想、御質問などありましたら、今後の審議の中に反映していきたいと思っております。お気づきのことがありましたら御発言をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。委員の皆様、どうぞ、ありましたらお願いします。

よろしいですか。特にないようですので、この点については、一応念頭に置くということかと思っております。

ただ、私自身も、若干この調査の中身が完璧に頭に入っているわけではないので、特に65歳の線引きで本当に大丈夫かな、どの事項までが65歳以上・未満のところに関係するのかなとか、その辺がよく分からないところもあるので、あるいはこの点にまた戻ってお尋ねすることがあるかもしれませんが、その点は調査実施者でまた御説明いただけたらと思っています。

それでは、続きまして、個別の事項の審議に進ませていただきたいと思います。これからは事務局の審査メモに沿って審議を進めていくこととなりますので、まずは、事務局から資料2審査メモの御説明をお願いします。

幾つかの項目がありますが、一つ一つの項目に絞って審議を行いたいと思っておりますので、まず(1)調査の重点化、いわゆるロングフォーム・ショートフォーム方式の導入といったことについての御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○森総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官** 資料2審査メモの2ページを御覧ください。まず、1つ目となりますが、調査の重点化ということで、経営統計調査について、ロングフォーム・ショートフォームを導入することが計画されています。

上の青い表を見てください。今回、調査事項を基本項目と詳細項目の2種類に分割した

上で、左が調査対象となりますが、個人経営体のうち、副業的経営体のみにつきまして、詳細項目の黄色の部分となりますけれども「×」ということで、つまり基本項目のみ回答を求めるという計画変更が予定されています。この個人経営体の区分につきましては、その下のオレンジの表に、諮問の概要にもつけた表を挙げています。所得比率と世帯年齢の2つの指標で区分されていますけれども、副業的経営体につきましては、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない経営体として、年齢指標のみで整理されています。

この変更についての審査状況ですけれども、調査目的を踏まえた調査の重点化・効率化及び報告者の負担軽減の観点から、方向性として是認できるものと考えています。

ただ、審査の過程の説明におきましては、小規模経営について、利活用が低調と受け取られるような説明も受けていまして、将来的にはさらなる簡素化の余地もあろうかと考えています。

このため、審議いただく目安となります論点といたしましては、1-1から1-6において、主業経営体及び準主業経営体に重点化することとした背景・必要性は何かなど、重点化に関する論点を挙げております。

論点の2といたしましては、調査票の表題ということで、細かな内容の確認となります。

最後の3は、本調査のもう一つの区分である生産費調査においても、経営統計調査と同様のロングフォーム・ショートフォーム方式の導入はできないのかといった論点を整理しています。

事務局からは以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。それでは続きまして、ただいま挙げられた論点につきまして、調査実施者の農林水産省から御回答をお願いします。よろしく願いいたします。

**○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 農林水産省経営・構造統計課長の土橋でございます。冒頭、川崎部会長をはじめ、委員の皆様方には今日お時間を取っていただきまして、ありがとうございます。できるだけ時間をしっかり取り、内容の濃い議論となるように、説明も簡潔に努めたいと思っています。

まず、論点の1-1、重点化する背景・必要性は何かということところです。資料3の1ページ、冒頭、てんびんをまねた図を用意させていただきました。統計調査で重要な視点というのは、バランスだと考えています。どういうことかと申しますと、この図の左側にあります日本全体の農業経営の実態把握ということですが、経営に関する情報をより多く把握いたしまして、分析や検討するということにつなげるということは非常に重要な視点だと思っています。その一方で、右側にあります調査協力をいただくということになりますと、報告者にいろいろと負担がかかるということは紛れもない事実でして、この負担軽減を図っていくことも必要だと思います。この両者のバランスを取ることが必要だということことです。

少し文章で御説明しますと、2ページです。1ですが、先ほどのてんびんの右側に当たるのですけれども、我々は農業者の方々を対象といたしまして調査をしております。その

農業者の方々は、高齢化が進んでおります。「公的統計の整備に関する基本的な計画」でも報告者の負担軽減が規定されている中で、高齢化が進む状況においては、負担軽減は喫緊の課題だと思っています。

2でございますが、我々農林水産省の地方統計職員が農家の方々を訪れて、調査の協力をお願いしてはいますが、直近10年間で地方統計職員数が半減しております。さらに今後10年間でも多くの退職者が見込まれる状況でして、調査担当者である地方統計職員の負担軽減を図らないといけないということも我々の課題となっております。

3でございますが、この統計の利活用と報告者負担について、どのようにバランスを取るかということですが、4でございますが、我々農林水産省といたしましては、「食料・農業・農村基本計画」という、非常に大切な基本計画をベースにして農業政策が講じられると考えていただいて結構ですが、この中で、効率的かつ安定的な農業経営を実現する担い手という位置づけがございます。日本の農業は、この担い手も含めて、多様な経営体で支えられておまして、将来に向けて、この担い手については、各種施策をどこまで深掘りして実施するかということも考えているところです。よって、担い手に相当する経営体の情報を重点的に把握する優先度も高くなっていると考えているところです。

さて、では担い手をどのように深掘りして調査するかということですが、担い手の概念に当てはまるというものがなかなかないところですが、先ほど御説明した、農林業センサスで定義する主副業分類の中で「主業経営体」及び「準主業経営体」がこれに近似する概念ではないかと考えました。その分類については、先ほど総務省の事務局から御説明があったので、割愛させていただきます。この近似する概念は、次の論点1-2のところでもう少し具体的なイメージを持っていただきたく御説明したいと思います。

なお、60日以上線の引きがありますが、後から質問に答えるという形で、時間の関係上ここは省略させていただきます。

次に、論点1-2のところですが、65歳以上でも頑張っていらっしゃる方というのはたくさんおられます。その中で65歳により線の引きをするということはいかがかということでの論点だと思っています。まず、面積で整理させていただいたのが、1-2の表の部分です。経営耕地面積別の農業経営体ということで、副業的経営体については、今回は担い手と考えないという案でお示しているのですが、この方々は、表の下の方ですが、10ヘクタール以上ではどれぐらいパーセントがあるのか、20ヘクタール以上ではどれぐらいパーセントがあるのかということをお担い手として捉えたいと思っている主業や準主業と比べると、10ヘクタール以上では9.0%の担い手と考えたい人に対して、副業は1.1%というような割合になっているということです。なお、10ヘクタールという指標を用いたのは、注の2に記載しましたが、水田作経営で主業経営体、すなわち、それをなりわいとして経営されている方々が大体10ヘクタール近くということなので、一つのメルクマールとしてこの指標を用いさせていただいたということです。まず、面積はそういう状況です。

では、所得はどういう状況になっているかというのは、4ページです。下の方に線が2本ございます。副業的経営の方々の農業所得はどのように分布しているのかということをお整理したものと、主業・準主業の分布はどうなっているかということをお示しています。申

上げたいのは青のラインの動きでございます。500万円までで副業的経営体の92.8%を占めています。逆に言いますと、500万円以上はこの100%と92.8%の差の約7%です。1,000万円に至っては1%ぐらいになります。主業・準主業では、500万円以上になりますと40%以上です。1,000万円以上だと20%以上ということです。こういった差がある中で、しっかりと全部調べないといけないのではないかという考え方もあるかもしれませんが、負担軽減ということを考え、どこかで線引きをするという中で、このような分布の散らばりを考えますと、副業的経営体については、担い手と捉えることには限界があると考えています。

なお、その下のところに表をつけていますが、事前説明の際に宇南山臨時委員から、75歳以上の動きをみるということも一つの参考になるのではないかという御助言を受けたと記憶しておりましたので、65歳以上だけではなくて75歳以上のそれぞれの農業所得はどうなっているかという分布も整理させていただきました。65歳以上とほぼ同じか、少なくなっているというのが見てとれると思います。

結論から申し上げますと、5ページの4に記載しましたが、65歳により線引きを行うということについては、大きな支障はないと考えさせていただいていいのではないかと。それは報告者負担の軽減も実現できるという考えで整理させていただけるのではないかとということで、数値的なものも含めて、ここで説明いたします。

5ページ論点1-3、基本項目と詳細項目の区分はどのように考えたかというところでございます。基本項目については、これは線引きをすることなく全ての経営体の方々に答えていただくと思っている項目ですが、1のところに記載しましたが、1年間の経営活動の成果いわゆる「もうけ」を損益計算書ベースでしっかりと調査させていただきたいと思っています。また、経営状況の分析・評価に資するデータということも必要だろうと思っていて、損益計算書ベースの項目に加えて、作付面積、生産数量、販売数量あるいは労働時間等、関連する項目についても把握したいと思っています。

これに対して、2の詳細項目は、先ほど申し上げた「担い手」ニアリーイコール「主業・準主業」という方々に付け加えて調査したいという項目です。2の①のところに記載しましたが、財力とか資本といったものの尺度を把握する必要があるということで、貸借対照表ベースの項目にプラスして、多角経営という動きも当然あるだろうということで、農業に関連する事業の収支状況に関する項目についても併せて詳細項目として把握したいと思っています。将来にわたって担い手となり得る経営体に対して、これらの詳細項目の報告を求めたいと考えているところです。

続きまして、6ページの論点1-4の基本項目と詳細項目を合わせたロングフォームと、基本項目だけを調べるショートフォームについて、こういった調査票に変えてしまうと、集計時のミスや二次利用の際の利便性に支障がないだろうかなど、いろいろと配慮すべきではないかという論点がございます。

回答のところ整理いたしましたが、1のところ記載したのは、報告者である農業経営体が記入しやすいような工夫ができないかということで、そうしたレイアウトになるようにしたということです。

その結果として、6 ページに調査票の構成例がありますけれども、仮にショートフォーム調査票を基準として、その並びのままにロングフォーム調査票の詳細項目を8 番に付け加えますと、転記項目が2 番、3 番と8 番で少し離れてしまいます。これでは、報告者が税務申告資料から転記する場面で、2 番、3 番の転記項目は転記で埋めたとします。次に4 番の土地面積を埋めようとする、転記項目ではないので、自分の経営する土地の管理する面積を埋めていくということです。8 番に来たときにまた転記項目という調査票の構成だと、混乱が生じかねない。そういうことを踏まえまして、この8 番に当たる部分を4 番の位置に持ってくるような配慮をした方がよいのではないかと思ひまして、このような構成例にしました。あくまでも報告者の方々が記入しやすいレイアウトは何かという観点から整理した方がよいと考えた次第です。

なお、集計につきましては、2 に記載しましたが、ミスが起こらないようにするのは当然で、これを考慮したシステム開発を行うということを考えているところです。

また、二次利用の際の利便性ですが、3 の個人経営体用と法人経営体用とで、きちんとした利用ができるようにしたいと考えておりまして、整理したいと思っています。

以上が論点1－4 の回答です。

次に7 ページ論点1－5 です。副業的経営体に求めなくなることで作成される統計に支障はないかということですが、回答の3 行目のところ、「利活用の面で見ると」ということで、行政ニーズが必ずしも高いわけではないと考えているところです。また、農業生産関連事業に対しましても調査対象経営体がほとんど出現しなかったということもありまして、把握する範囲を限定しても大きな問題が生じないと考えて整理したということです。

1－5 の補足のところですが、基本項目と詳細項目で異なった方法で集計することになるのかということですが、そういうわけではないということを整理いたしました。従来と同様の平均値を算出することを考えているところです。

論点1－6 のところですが、5 年間標本を固定して調査を行うわけですが、65 歳の線引きをするということになると、調査に協力していただく方が、それまで65 歳未満だったのが65 歳以上になるとどう扱うのかということです。1 に記載しましたが、5 年間に主副業区分が変更された場合には、それに応じて調査票も変更するということです。

例えば、2 のところに記載していますが、まだ経営主の御子息が就農していない状況で協力をいただいたとします。ところが、その5 年の間に御子息が就農されたということになりますと、それまでは65 歳以上で頑張っていた副業の方が主業に変更されるということになります。こうしたことにも柔軟に対応できるよう、主副業を固定するのは適当ではないと考えたところです。

3 に記載しましたが、これまでも主副業別区分で集計・公表してきており、5 年の調査期間中に主副業別区分の変更があった場合には集計区分も変更してきたところです。

8 ページの論点2 のところですが、「基本項目」、「詳細項目」の用語は統一すべきではないかという御指摘だったので、そのとおりに対応させていただきますということで、案2 のところに記載しました。

次に9 ページ論点3 でございます。これまでは、経営統計調査というところを念頭に置

いて説明してきましたが、農業経営統計調査のもう一つの区分の生産費調査についても、ロングフォームやショートフォームの方式は導入できないのかというところです。

一言で申しますと、この回答のところの2行目に記載していますが、経営統計調査と生産費調査は少し違うのです。コストを構成している全ての費用について把握するという調査がこの生産費調査です。そのため、65歳以上で区分するのではなくて、コストの関係ですから、そもそも全ての調査対象経営体に対して把握する必要があります。このため、経営統計調査と同じ考え方によってロングフォームやショートフォーム方式を導入することはできないということをご理解いただきたいと思います。

なお、この生産費調査は、下の方に交付金のイメージを記載しましたが、全ての農産物で調査をしているわけではなくて、非常に重要な、例えば主食とか、あるいは素材型で価格が低い方が望ましいというものについては、どうしても消費者が期待する価格と生産費とで逆転の現象が起こります。それを継続して生産していただくために、交付金という形でその差額を埋めるための金額を試算するための根拠資料としてこの生産費調査があるということをご理解いただければと思います。

ということで、以上でございます。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

大変詳しい説明、また論点もたくさん入っておりましたので、いろいろ御質問と御意見等もあろうかと思えます。それでは、御意見、御質問がある方は御発言をお願いいたします。論点もたくさんありますので、論点のどの番号のどの辺りとかということも併せておっしゃっていただければと思います。よろしく願いいたします。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

**○宇南山臨時委員** 宇南山です。よろしいでしょうか。

**○川崎部会長** お願いします。

**○宇南山臨時委員** 御説明、ありがとうございます。まず第1点目、主業経営体及び準主業経営体に重点化することについてなのですが、こちらについて、副業的な人だと、大規模な経営をしている人が多くないとか、所得が高い人が多くないというようなことを御指摘いただいているのですが、2つポイントがありまして、1つは、例えば、資料3の3ページの表について、副業的な人の中で10ヘクタール以上の人は1%しかいないというのは確かです、普通にサンプルを取ってしまうと、ほとんど、当たらないではないかというのは事実ですが、縦で見えますと、10ヘクタール以上の人たちの中で見ると、約20%が副業的な人たちだと見ることができて、仮に担い手を捉えたいということで、担い手を識別する一つの情報が耕地面積だとするならば、ここは主業・準主業でやるよりは、素直にこの耕地面積で切った方が分かりやすいような気がします。

同様に所得についても、資料3の4ページの表ですが、65歳以上と75歳以上を分けて見ているのですが、75歳以上でも、縦で見ると横で見ると、これは65歳未満のところが出ていないと、この500万円以上の人65歳以上にはあまりいないのだというのが、65歳の中で500万円以上の人が少ないという情報だと不十分な気がしています。



したがって、大きく言うと、まず第1に、副業的な人だと大規模経営が少ないというのが本当に正しいのだろうか、今言った縦に見た場合の観点で正しいのだろうかという点と、どちらにしても農林業センサスで既にこの耕地面積とかが把握されているのであれば、なぜその規模などで切らずに、所得に占める農業所得の比率とか65歳というところで線引きしたのかというところは、改めて説明をいただきたいと思います。

特に、所得に占める農業所得の比率というのは、現在6次産業化などと言われて、農業を営む人が加工業なども営んでいる場合には、非常に農業自体にも力を入れていても農業所得の比率が低いというケースはあり得るのではないかと、ここのところは素人ですけれども、そのように思っていて、サラリーマンをしながら農業をしているような人を排除するというところで恐らく50%以上というのを基準とされているのだと思いますけれども、農林業センサスの情報をもう少し使ったサンプリングというのはあり得ないのかということについて御回答いただければと思います。

取りあえず私からは以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。実は私もこの辺りのところは、すごく疑問に思っていたところでした、ぜひ丁寧な御回答をお願いします。

私なりに今のお話を補足させていただきますと、今回共有されている資料に入っているのかどうかは定かではないのですが、先ほどの論点資料の個人経営体の区分ということで副業的経営体というものの定義があります。資料3の4ページです。これが今、宇南山委員がおっしゃったように、表頭の方が、所得に占める農業所得の比率ということで、規模ではないのですよね。それから表側が、従事日数が一定以上の65歳未満の世帯の有無で切っているということで、経営規模そのものではないものを代理指標として使っているので、これがよいという説明はいま一つよく分からない。そんなこともあって恐らく統計委員会の諮問時に「何で65歳なのですか」という質問が出たのだらうと思うので、そのところでもう少し分かりやすく説明していただく必要があると思います。

それで、宇南山臨時委員の御発言と私の申している趣旨は、若干、同じか違うかよく分かりませんが、そのようなことを踏まえて、ぜひ農林水産省からお答えいただけたらと思います、いかがでしょうか。

**○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 御質問、ありがとうございます。65歳以上で線引きすることについても、非常におっしゃるとおりだなということでお聞きする面があります。基本項目と詳細項目というところでどう考えたかということですが、まず基本項目は、農業経営の収支フローをしっかりと把握するという、これは非常に大切なことだと、これは規模によらず、あるいは主業であろうが副業であろうが、これはしっかりと調べさせていただきたいと思っています。

さらに、その上で追加してまで調査するのを一体どう考えるかという話なのですが、例えば安定的に継続して経営をしていただくという方々には、農業施策上、例えば融資とか税制の面でどう考えるかというところがあります。そうしますと、こういった状況を判断するためには、貸借対照表ベースの情報も得ることで、そのような施策の検討に十分資するのであると思っています。

では、融資あるいは税制を考えるというのは、これは確かに日本全体で考えたときには全ての農家について、しっかりと見るということもしないといけないのだらうと思えますけれども、安定的に継続して経営をしていただく担い手というところに当てはめて考えますと、農林水産省として担い手の定量的な定義があるわけではなくて、例えば、経営改善計画を立てた人がどのような経営をしていくかというところで、担い手と考えていいだろうという整理をしているわけです。

これを統計的に継続してウォッチしていくためにはどう考えればいいのかと考えたときに、例えば宇南山臨時委員から御示唆がありました、面積とか、所得率とか、そういう捉え方というのも一つの捉え方だらうと思えますが、これは年々変化するものとも捉えられるのだらうと思えます。ある経営体の人は安定しているかもしれません。そこで、5年間固定して調査に協力いただくことを前提に考えている調査ですので、その5年間で大きく動くということは数字的にあり得ることかもしれませんが、我々としては農林業センサスの定義で主業や準主業と副業というところに線を引いた方が望ましいのではないかなど考えた次第です。

申し上げたいのは、また次回の部会でもきちんと資料を整理して御説明することが必要だと思えますが、深掘りの調査をするための方々というのは担い手として考えておりました、その担い手というのをどう定義するかというのは、面積や所得率が望ましいのか、あるいは我々が提案させていただいている主副業区分が望ましいのかというところをもう少し皆様に御理解いただきたく、情報を追加して御説明させていただきたいと思えます。

#### ○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

農林水産省の神と申します。

今、宇南山臨時委員からいろいろ御指摘いただいた点について、農林水産省としても、調査の対象を限定し、重点化していくに当たって、基準というものを考えさせていただきました。宇南山委員のおっしゃるとおり、1,000万円とか500万円とかという範囲は、縦で見ると一定程度いるというのは、御指摘のとおりです。そのような指摘については、農林水産省内でもこのデータを利用している部局から意見をいただいておりますので、当初考えていた調査の範囲、項目数については、損益計算書の部分について詳細な項目まで全部把握するところまで調査票の設計を見直したということがありますので、まずは、副業の中で漏れている部分について、どうしても調査しなければいけないのかどうかという観点で考えていただきたいと思います。

それから、前回の見直し時にも青色申告決算書などの税務申告資料をそのまま転記できるようになるため、非常に効率的ではないかという御意見をいただいていたところです。今回の調査票の見直しに当たっては、更に青色申告決算書の科目に振られている番号を調査票の項目欄に設けることで、更に記入のしやすさを追求しました。

こういうことを行うに当たっては、ショートフォームとロングフォームのときにも、青色申告をしている人としていない人というところの線引きというものもあるのではないかというお話がございます。我々としても、そういった配り分けも現実的には可能ではないかと考えているところです。これについて総務省にも確認させていただきたいところがあり

まして、調査を実施することは可能ですが、調査票として回収したものを集計せずにデータとしての蓄積にとどめるということが統計法で認められるのかどうかといったところは大変危惧しています。調査した事項というものは公表していくという使命を統計組織というものは抱えていると認識している中で、データとしての整備ということを優先して、集計はしないのだけれども、データとして把握するということが、この法律で認められているのかどうかというところは、我々の考えの中では認められないのではないかと考え、青色申告で全部調査するということはやめようと考えたという、事前の検討の際にはそういった経緯があったということです。

それから、宇南山臨時委員から、総所得に占める農業所得の割合も、農業生産関連事業を積極的にやっている場合には低くなるのではないかと御指摘がありました。これについては、我々が今回公表させていただいた令和元年の結果で検証しております。実際に農業生産関連事業を行っている人を日本全体で見ればそれなりにいるのですが、この調査で約4,500の調査客体を調べても、該当する者はわずか数十経営体、70とか80といったサンプルサイズしか出現してこないという状況です。

しかも、出現した8割が農産加工という、例えばジャムを作るといった、それほど手を加えなくても軽度の加工で商品を製造できるものを作っている人がほとんどでした。他方、農家レストランとか農家民宿、観光農園といったものは、実際にはほとんど出現してこないという状況でした。こういう状況ですので、農業生産関連事業を農業経営統計調査で把握するのが妥当なのかどうかということを考えさせていただいておまして、一方で「6次産業化総合調査」を農林水産省では実施しておりますが、こちらは事業所を調べるということで、捕捉の精度が高くなっております。ですので、農業生産関連事業を把握することは農業経営統計調査には馴染まないのではないかと考えているので、ここの部分について大きく把握の範囲を縮小しようと考えています。

我々としては担い手の定義がない中で、これに代わるものがあれば、ぜひ採用していきたいなと思っておりますが、セカンドベストという形で今回提案しています。

以上です。

**○川崎部会長** 大変詳しい説明だったので、だんだん話がすごく広がってしまって、若干私自身は分かりにくくなったところもありますが、最初に御質問された宇南山臨時委員にもう一回振り返りますが、今の御説明の中で大体疑問点は解消されたと考えてよろしいでしょうか。それとも、まだ何かいろいろあるのでしょうか。私も後ほど申し上げたいことがあるので、どうぞおっしゃってください。

**○宇南山臨時委員** 宇南山です。御説明で分かったところと分からないところと幾つかあったのですが、一つメインのところ、60日以上従事している65歳未満の世帯員がない、つまり農業をしているのは65歳以上の人だけですよという区切りをした場合に、サンプルとしてどれぐらいが該当して、調査負担とEBPMのバランスという意味でもありますが、どれぐらいの削減効果があるのかというのが一つ見えていない感じがするので、そこは少しお示しいただきたいということと、その担い手として、いろいろな言い方はされていたのですが、高齢の人だと、その後、長くは続かないのではないかとというようなニュアンス

だと理解したのですけれども、もしもそういう趣旨だとするならば、年齢が上がる、5年間継続している間に高齢の人は脱落しやすいとか、高齢の人は回答率が低いとか、そういう部分をお示しいただく方が、担い手を継続的に調査したいから副業的経営体は外しますという主張に対して自然なエビデンスだと感じられますので、何か高齢の人だと5年以内で農業を辞めてしまう人が多かったとか、そういった情報があるのかというところは確認させていただきたいと思います。

恐らくあとは、青色申告の情報という部分は、青色申告で一部代替できるという趣旨だと思うのですけれども、もしそうであれば、恐らくそれは調査方法とか調査客体の話ではなくて、何か行政情報の活用とかということで、今回の調査とは別途検討されるのは意義があるのではないかと思います。

以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

この場で農林水産省から全てをお答えいただくのは難しいのではないかと思いますので、先ほどの農林水産省から話にもありましたように、次回にも少し追加の説明をいただくことを想定するというので、今の宇南山臨時委員からの御質問の中で、特にこういった絞り込み削減の効果の見込みとか、あるいはその担い手の継続性といった観点からの情報も少し補っていただいて、次回、そういったことも含めてまた追加の御説明をいただくことをお願いしようと思いますが、いかがでしょうか。農林水産省で、今日の御質問の趣旨を踏まえて、もう少し補足説明をしていただくことを想定したいと思いますが、あるいは総務省からも御意見があれば確認したいのですが、いかがでしょうか。

**○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 部会長、助け船の発言をありがとうございます。

もともと近似する概念だということで、スパッときれいに説明できないと我々は思っておりました。そこをしっかりと詰めないと、なかなかこの調査に対する理解というのは深まらないのではないかという話だと思いますので、今、部会長にまとめていただいた宿題事項での整理をしたいと思います。負担軽減というの何か数字で見せられないかというの工夫したいと思います。

**○川崎部会長** 分かりました。ありがとうございます。

今、主に宇南山臨時委員と私が中心になって発言しておりましたが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。この関連でも結構ですし、この関連でなくても結構ですが、よろしいですか。

**○小針専門委員** よろしいですか。農林中金総合研究所の小針です。今の議論の中で、また整理してデータを出していただくという話があったので、それを踏まえての発言にした方がいいのか、ここである程度考えていることがあるのであれば、申し上げてしまってもいいですか。

**○川崎部会長** 口を挟ませていただいて恐縮ですが、せっかくならば疑問点も併せて出していただいた方が、次回の御回答がよりかみ合ったものになるかもしれないので、ぜひおっしゃっていただきたいと思いますが。

○小針専門委員 分かりました。ありがとうございます。

この区分の話は、私はポイントが2つあると思っています。一つは、この担い手という形で区分するというのであれば、その定義をどう決めるのかの問題。もう一つは、回答の負担軽減といったときに、どんなデータをどんな人にだったら回答しなくてもいいとするかという、データの質という2つのポイントがあると思っています。

まず前者のところに関して言うと、私自身は、この主業及び準主業、副業別の区分ということに関しては、先ほど農林水産省から御説明あったとおり、セカンドベストとして、今の段階でできるものはこれしかないという形の判断ができるのであれば、もうそれでしよがないという形なのかなと思っています。

というのは、規模で分けられるかという話になったときに、1この経営統計調査は全ての営農類型を含むので、例えば園芸作の場合には、0.5ヘクタール、1ヘクタールいかななくても、そこで1億円近く稼いでしまうという形態もあれば、土地利用型の場合だと、面積と売上げほぼ比例するという形であるので、面積で区分するというのは非常に難しくなってしまう。何か確実なメルクマールがあるのかどうかというところだと思っています。

一方で、ここでの主業及び準主業、副業の区分で、今回の副業をショートフォームにするというのは、65歳というものをメルクマールとするという形になるので、それが今の実態に即して本当にいいのかというと、この副業的形態は基本的には土地利用型で水田の人たちが多いはずなので、例えば、それまで手伝いをして、退職後に始めますとか、そういう人も含めて、70歳でも今も現実に担い手としてやっていらっしゃる方は、10ヘクタール以上でもできてしまうという環境にあるので、本当にこれが今後継続して区分する指標としては適切なのかということに関しては、私自身も、これでいいとは思っていないので、そこをどのように考えるのかなと。検討した上で、今の段階ではこれがベストな分け方ということであれば、そういうものなのかなと考えているところです。

ですので、可能であれば、その定義の問題なのであれば、むしろ担い手を近似でしか今示せないということについて、では、定義として示せるようにするには農林業センサスではどういう項目を聞くべきなのか、この条件が当てはまればきちんと経営として取るべきだということを示せるような定義をこの農業経営統計調査の中で作るということを検討する必要があるのではないかというのが、前者のところでの意見となります。

後者の詳細項目のところをどう取るかですが、今検討されている貸借対照表等も含めての財務データというか、資産データを詳細項目にしていくということで考えていくのであれば、先ほど説明のあった青色申告ベースできちんと取っている人はそのまま、例えば私の周りの担い手の人も既に青色申告に関してはソフトで作っていて、もうデータは電子データで作られているので、オンライン調査票の中で、この項目のこれに関してはコピーアンドペーストすればそのまま転記できますよとか、若しくは、クラウド化が進む中で取り込めますよということであれば、このショートフォーム・ロングフォームという形で分けるのではなくて、きちんとそういう形で経営としてのデータを取っている人のデータは取れますよという仕組みにしてしまうという方が、もしかしたらその定義を作るより効率的という部分もあるのかなとは考えています。

なので、そのこのところを分けて考えていかなければいけないのではないかと思っているのですが、ここの議論は今の前者の定義の問題だと思いますので、そこは今私が申し上げたようなところを御説明いただけるような、様々考えたけれども、これが今のところだと適当だよねという部分はお示しいただけるとありがたいと思っております。よろしく願います。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

ポイントをよく整理していただいたので、大変議論もしやすくなった気がします。この後、農林水産省から今の御質問について、この機会にお答えいただくか、それとも次回に整理してお答えいただくのがいいか、どちらでもいいですが、まずは一言でも御回答をいただけないでしょうか。

**○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長** ありがとうございます。頭がきちんと整理されていない中で発言すると余計混乱させると思いますので、次回に、今、小針専門委員からもヒントをいただいた発言と受け止めましたので、整理して御説明したいと思います。

以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。一応、整理できたところで申し訳ないのですが、率直な私の感想も申し上げて、それも織り込んでいただいて、次回の御回答をいただけたらと思います。私自身の頭の中を少し整理して申し上げますと、全体として、統計の内容はきちんと確保しながらも負担を軽減すると、リソースに合わせて軽減していくということ、これは大きな流れとして必要なことだと思いますので、こういった流れはやっていたらと思います。

ただ、問題は、ここのところ議論になっていますように、正にどういう基準でロングフォーム、ショートフォームと負担を分けていくかということで、これは今の小針専門委員の御発言が大事なことだと思うのですが、「いや、小規模のところでもコピペできるところは結構あるかもしれませんよ」というのであれば、それはそれで負担軽減にはなっていくのかもしれませんが、そういう回答内容をどうやって効率的に集めるかという方法で解決するというのも一策かもしれませんし、それからもう一つの定義を、あまり負担をかけては気の毒だということをしてできるだけ負担を軽くしていくという、そういう定義を作ることがあるということだと思うので、それをどういう戦略でいこうとしているのかというのが、今の副業的経営体ですか、これの概念で本当に大丈夫だろうかというのが今、委員の間での特に出ている疑問だと思います。

副業的というのが、どうもこれまでの農林水産省の御説明を伺いますと、安定的・継続的な担い手を捉えるのがこの調査の目的だと私は受け止めたのですが、それが本当に大事なのか、それとも現在一定の生産を上げていて大きな生産に貢献しているところを分析するのが目的なのか。もしそうであれば、宇南山臨時委員がおっしゃったように、面積の規模がいいかどうかは分かりませんが、例えば、収益の規模でいくのがいいのかもしれませんが、もう少しよりよい代替指標がないか、これは小針専門委員もおっしゃったのですが、そのようなことも考えられるので、本当に安定継続が目的なのか、規模の方が大事なのか

というのは、考えを整理していただきたいということがあります。

それから、お二方がおっしゃらなかった点で、私自身まだ頭が十分整理できない点を3つ目に申し上げたいのですが、これはこの後の御説明の中に出てくるのかもしれないのですが、実はロングフォームとショートフォームで聞く事項が違うとなると、ショートフォームの方は全部基本項目というので、全標本から母集団復元をしてやっていくということになるわけですが、ロングフォームの方の一部の事項というのは、実は対象の集団が限定されていますので、これはこれから母集団の復元は恐らく難しい。はっきり言いまして。要は、母集団自体が今のままでいくと副業的な経営体は除かれる格好になりますので、母集団がそもそも違うわけですね。そうすると、そのロングフォームとショートフォームの集計事項は、もうそもそもターゲットの違うものを集計して一緒にしているのだけれども、本当にそれで大丈夫ですかという不安は私自身も持っているということです。

ですから、この話は、どういう集計結果を得たいのかということが一番問題で、「いや、集計結果は要らないです。もう貸借対照表さえあればいいんです」というのだったら話は別ですが、それだったら、では個別データの貸借対照表を集めて何にするのかという説明がつかないと、これもまた、先ほど農林水産省からも、「これは調査したら集計しなければいけないのですか。法令上どうなっているのですか」という御質問がありましたが、この点も大事な疑問点だと思います。

ですので、まとめますと、詳細項目といって基本項目から外れる詳細の部分、その部分何か、「回答は極めて少ないです」とか「ここは集計よりもデータを見たいです」というような、統計でどう活用するかというのが見えないような感じになっている。したがって、詳細項目にどんなものが含まれているのか、それがどういうことで必要なのか、そこはもう少し御説明いただいた方がいいのではないかと思います。これまでの資料だと、実は基本項目と詳細項目の何が違うのかというのが具体的に見えないのです。調査票の基本項目と詳細項目を対照しながら、何が違うのだろうと見ていたのですが、そういう作業をしないと分からないような状況なので、大きな目標として、ロングフォームで何を押さえないのかということをもう少し具体的に項目名を挙げながら必要性を説明していただくということが大事ではないかと思いました。

ということで、お二方の議論に私の意見を付け加えた、そのようなことが問題意識だと思っています。恐らくこのような議論は、先般の統計委員会での御質問も第一印象で質問された趣旨が多かったと思いますが、そこで議論が終わったようには見えるのですが、まだまだこの種の議論は疑問が出てくるかもしれないと思いますので、もう少し丁寧に農林水産省から御説明いただきたいと思っております。

質問が長くなってしまいましたが、いかがでしょう。そのようなことで、質問が大分オーバーロードかもしれませんが、農林水産省から回答をお願いできたらと思います。小針専門委員どうぞ。

**○小針専門委員** 今の川崎部会長のおっしゃったことにつながりますが、詳細項目をどう把握するかということについて、今回のこの審査メモで農林水産省から詳細項目のところはほぼ行政ニーズがなかったという御回答があったかと思っております。この点に関しては、こ

の統計を使う立場からすると、実はこの辺りの貸借対照表なり、資産のところも使いたいのだけれども、データの変動が大きかったりします。また、それをどう使うかというときに、基本的には調査票に戻って、その集計項目はこういう項目で使っているからということを見てその変動の要因なりを見ていくということをするのが通例だと思うのですが、川崎部会長は御存じのとおり、この調査は令和元年調査からはこの形で調査票の項目が見えるようになりましたが、それよりも前は調査票そのものにはこういう項目がなかったので、統計を使う立場からすると、どんな調査項目でどんな形で集計したのか、集めた個票がどういうものかよく分からないもので集計されていて、使いたくても使えなかったという、そういう状況があります。したがって、今の段階でこの形で使っていないからそれでという議論をしてしまうと、実は使いたくても使えなかったニーズを全部削除してしまうという部分になるので、そういう意味ではこの詳細項目のところをきちんとどのように捉えていくのかということの一つのポイントになるかと思います。審査メモで気になったところというのが1点ありましたので、そこを補足させていただければと思います。

以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

私自身は、何でこれが詳細項目でこうなっているのかというのは、うまく自分でも説明できない、決して説明できないから削ってしまうとか、そのような単純な議論では私もないと思っていて、そういう過去からのデータの蓄積があるのは、それはそれで何かのデータベース的な価値もあるのだらうと思うのです。そうであるならば、その辺りをもう少し分かりやすくその存在価値を説明していただいた方が、こういうケースの意味がより分かるようになるのではないかと思います。ということですね。

**○小針専門委員** そうです。私もそのように思います。ありがとうございます。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

委員皆様から、もし何かさらに補足なりありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ひとまずよろしいですか。

それでは、もう一回農林水産省に振り戻しますけれども、そのような疑問や意見が委員から出ておりますので、この辺り、また総務省とも相談しながら一度整理して、次回の準備に充てていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

**○内山総務省政策統括官（政策基準担当）付統計審査官** 内山です。

**○川崎部会長** はい。どうぞ。

**○内山総務省政策統括官（政策基準担当）付統計審査官** 既にかなり整理をしていただいたので、蛇足になるかもしれませんが、3点ほど申し上げたいと思います。

先ほど農林水産省の説明の中で、調査した事項についての集計の是非というところがありましたけれども、これにつきましては、調査において、御負担をかけて回答いただいた事項というのは、法人番号のような例外的なものがありますが、原則的に集計して公表しなければならないということがありますので、単なるデータ蓄積というのは基本的には想定されないとお考えいただければ結構かと思います。

それから2点目です。ロングフォーム・ショートフォームについてたくさん意見をいた



だいたのところですが、我々がこれまで農林水産省から説明を受けた上での理解を簡潔に申し上げますと、この調査に関しては、とても調査事項が多くて大変というところがまずありました。全部を書かないといけないのだろうかというところが、ある意味出発点だと思います。その次に出てきたのが、では調査事項の項目によって性質の違いがあるのではないか、要は使い方によって違いがあるのではないかと、濃淡といったものがあるのだろうか。つまり、全部の経営体に聞かないといけない事項とそうでない事項というところの濃淡があるのではないかと。そういったところで、今回、調査事項としては継続しつつも濃淡をつけるという重点化ということを農林水産省が考えられたのだと思います。

詳細事項ですが、確かに広く調べるというのは統計の精度という意味ではいいのかもしれませんが、統計を作った以上、何かに使うということですので、詳細項目を何に使うか、そのときに求められる水準というのでしょうか、それを考えたとき、どこまで幅広くデータを聞くか、幅広く対象を広げていくかというところの見合いだと思います。ですので、詳細項目をどのように使うか、どういう水準が必要かということ、それも含めた上で、今回65歳というのが適当ではないか、そういった線引きをされているのかと思います。

本日の御議論の中でたくさん質問をいただきました65歳の線引きについては、農林水産省に改めて整理いただくということですので、そういったことも加味して65歳になった、そういった説明も加えていただければよいのではないかと考えた次第です。

それから最後、3点目です。詳細項目・基本項目の集計範囲という話が部会長のから出しましたけれども、審査メモの回答の7ページ、論点1-5の補足のところになります。こちらで既に一部回答をいただいておりますが、基本項目は、全ての報告者について聞きますので、農業経営体全体としての1経営体当たりの平均値ということで計算されるのですが、詳細項目に関しましては、主業と準主業の範囲での平均値ということになりますので、計画当初から副業は含まない形ということで計画されているようです。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

それでは、質問の論点はやや複雑ですが、ぜひ次回を目標に分かりやすい説明をお願いできたらと思います。もちろん、なかなか完璧な線引きの解決策はないのかもしれませんが、その中で何がベストかという説明ができるということが大事なかなと私はこの議論を聞きながら思っていましたので、ぜひその辺りを分かりやすく御説明いただきたいと思います。

それでは、1点目の調査の重点化というところ、論点のうちの1番目で大分時間をいただきましたが、審査メモに戻りまして、次の事項に進ませてもらいたいと思います。

次の事項は、調査事項の見直し等についてというのがありますが、総務省から御説明をお願いしたいと思います。

**○森総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官** 審査メモの5ページとなります。

今回、先ほど説明いたしました調査の重点化のほかにも、調査事項そのものの変更も予定されています。別添1を開いていただきたいのですけれども、画面を表示していただけますでしょうか。

別添1は、3ページにわたって一覧に整理しておりますけれども、調査事項の変更・削除が中心で、追加はほとんどございません。もう一回審査メモに戻っていただきまして、審査状況といたしましては、本調査が項目数の多い調査ということもありまして、調査の効率化や報告者負担の軽減の観点から、方向性としては是認できるものと考えています。

ただ、審査の過程におきまして、経営状態を概観的に示す項目については広く利活用される一方で、先ほど委員からも発言があったと思いますが、それ以外の項目については問合せも多くないとの説明を受けたところです。

これらを踏まえまして、論点といたしましては、今回予定している調査事項の削減と変更事項についての背景や利活用の確認状況はどのようになっているのか確認するほか、さらなる調査事項の削減等の余地があるのではないかとといった論点を立てさせていただいているところであります。

次に、6ページになりますが、調査事項の変更といたしまして整理していますが、今回から、調査事項の変更の一部として、前年度の回答をあらかじめ調査票に印字するプレプリントをして、その確認・修正により回答を求める方式を実施することを計画されています。こちらにつきましては、報告者の負担軽減に資するものであり、適当と考えますが、プレプリントはどのような範囲・調査事項について行うのか等、論点を立てています。

事務局からは以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

それでは、農林水産省から御回答をお願いします。

**○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長**

まず、資料3の10ページの論点の1のところですが、今回調査事項の一部について削除する理由は何かということで、大きく3つあります。①、②、③と記載していますが、①の自動車・農機具の保有状況です。これは、保有台数とその購入金額や減価償却費の相関等を検証するために把握してきたというところですが、なかなかその相関というのが弱まってきている中で、あえてここまで取る必要があるかということを考えてということでして、今回、把握を取りやめるということです。

②については、農業生産関連事業につきましては、まずは取り組んでいるのが少ないのですが、その少ない中でも農産加工にほとんど集中している。それ以外はほとんど見られないというところですので、総額は把握いたしますが、内容の把握は取りやめるということで考えています。

③については、調査対象経営体からは、「収穫作業等の農繁期に多数雇用する臨時雇用者については、年齢とか性別とか、そこまで詳細に把握するのは負担感がある」という意見が挙げられましたので、今回一括的な把握に改めるといふことにしたいと思っております。

論点2のところですが、調査現場の意見はきちんと確認した上での見直しかというところですが、きちんと意見は把握しましたということで、その次のページですが、この画面をもう少し下の方にずらしていただきますと、我々はどのように改善するかということに先立ってアンケートを取りました。左側の上に実施規模、回収状況と書いていますけれども、8,000以上の方々に協力依頼をしての調査ですが、8割の経営体から回答があったという

こととして、文字が小さくて恐縮ですが、全部で13の項目にわたってそれぞれ、どういったところが分かりにくいとか、書きにくいところはありますかということの詳細に聞き取ったという次第です。

このような中で我々が調査票を見直した事例というのが11ページの上でして、今申し上げたものを丁寧に紡いで反映しないといけないと考えたというプロセスを御説明したわけですが、事例としては、1番目のところに記載しているのは、調査様式の工夫です。桁数を間違えないようにするといった工夫もしないといけないだろうし、3番目のところに記述しましたが、入力項目を見間違わないようにするために、例えば、青色申告書の内容をそのまま転記すればいいということで、その転記する過程においても、青色申告書のこの番号のところを調査票のこの項目に書いていただければいいですとかというような工夫もするということが誤記入も防げるだろうと考えています。これはあくまでも事例ですけれども、アンケートを踏まえて整理しているというところでは。

続きましては、3番目の論点のところですが、更に調査事項を削減する余地はあるのかどうかということに対してはどう考えるかというところでは。

回答のところの2つ目のパラグラフに記載していますが、報告者の負担軽減に関しては、不断の見直しが必要だろうと考えています。他方で、農業経営体全体で把握することとしている経営収支項目につきましては、EBPMに資するデータとして、「食料・農業・農村基本計画」においても地域別・営農類型別に詳細な農業経営モデル分析を行っております。例えば「農業経営の展望」といったタイトルで、約30のモデルを示して、このような作付けをすれば1人当たりこれぐらいの所得が得られますという分析を行っているのですが、そうしたこともしているところとして、今後も継続的に把握し続ける必要があると思えます。

現状の利活用状況を踏まえたと、調査事項の削減を今回御提案している以上に、更に切り込めるかということとはなかなか難しいのですが、ここで申し上げたいのは、報告者の負担軽減というのをどういった視点で考えるかということです。調査事項をできるだけ少なくしていくというのも報告者の負担軽減ということですが、先ほど小針専門委員からも御助言というか、ヒントがあったと思いますが、今、「なりわい」の状況として、経営をする上で必ずつけている、例えば帳簿類とか、あるいは経営管理ソフトといったものが現に存在しているならば、それをそのまま調査票に取り込むようなプロセスができれば、農家の方々からみれば、調査項目に関係なく、自分が経営上整理している行為が調査票につながるのだという形で、負担感というのはそれほど大きくないのではないかと考えた方があろうかと思えます。

何を申し上げたいかということ、調査事項を減らすというのではなくて、その調査事項の取り込み方、把握の手法について工夫するということが必要だろうと思っています。前説が長くなりましたが、12ページに図を記載しています。スマート農業というものを推進する上でも、我々の調査の取組も寄与できるのではないかと。この図で農家の人が手を挙げて野菜を持っている右側に「R3年度要求」とあります。今年度の予算ということで、ここに書いている図は何かということ、いろいろな農業経営体の方がいろいろな管理ソフトを

使って正しく記帳されていると思います。その項目をそのまま調査票まで、右側の矢印まで取り込めるように試行的にやっ払いこうと考えていまし、今年度の予算で、これを実現すべく取り組んでいきたいと思っています。

さらに下半分のところに「例えば」というところで考えておりますが、もっ農家の方の現場のところまで目線をやっ、その方々に負担軽減になるような取組はないかということで、スマホとかICチップを活用して労働時間を把握できないかということす。自分のポケットなどに入れておいていただいて、例えば田植のときに「今日は苗を植えた」とか、「今日はあそこの田んぼに肥料をあげた」とか、そういったことが自動的にこのスマホとかICチップ等で記録化される、こういったIT技術というものを使うことができないかという考え、あるいは②のところの税務申告、これは必ずしないといけないことすけれども、その必ずしないといけない情報を、そのファイルをそのまま、若しくは、少し加工することで調査票に取り込めるのではないか、こういったことも考えていきたいと思っています。

申し上げたかったのは、調査事項を削減するということも考える必要はあるかもしれませんが、報告者の負担軽減ということでは、その把握の手法について、まだまだ考えていないといけないのではないかという問題意識を持っているということをお説明したかったということす。

続いて13ページ目す。プレプリントの話はどのような範囲あるいはどのような考え方で分けているかということす。これは併せて御説明いたしたいと思っています。回答の1のところ記述していますけれども、報告者の負担軽減のために、プレプリントという概念を持っていきたいなど。それは、経営の概況、固定資産、土地の面積など、通常前年からの変動が少ないと見込まれるようなものはあらかじめプレプリントすることによって、報告者の方々の負担軽減に資することができるだろうということす。

中でも畜産物生産費調査については、1頭ごとに詳細なデータを得ますが、畜産農家の方にとってみれば、群管理をしていて、1頭1頭の管理にまで目配りがきちんと行き届いているかというのはあるのしょうけれども、なかなかそのところは手間が取られます。そこで、アンダーラインを下の方に書いていますけれども、「牛個体識別台帳データ」、牛トレーサビリティデータす、1頭ごとに10桁の数字を用いて、ここに書いている出生・死亡等々の情報というのが記録化されてひもづいています。そうした内容をプレプリントさせていただいて、農家の方々に御提示することで、少しでも軽減できるようにということも考えています。

実際にプレプリントする調査事項については、13ページの下や14ページのイ・ウにも記載しています。すみません、ここで訂正があります。イ・ウのウの部分す、【1】「経営の概況」、次に【7】「建物及び構築物」とございます、この間に、イの【6】と同じ「借入金及び支払利子」が抜けております。生産費調査では【6】のところは農産物生産費と畜産物生産費を分けてはいないので、合わせたいと思っています。

農林水産省からは以上す。

○川崎部会長 御説明、ありがとうございます。

なかなかこれも、調査事項がそもそも多岐にわたる調査ですので、どこから議論しているか、よく分からないところですが、どのような点でも結構ですので、委員から御質問などありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。小針専門委員、お願いします。

**○小針専門委員** 1点、プレプリントの関係でお伺いしたいところがあるのですが、経営統計調査のプレプリントは、中身を見ると、詳細項目に絡むところが多いのではないかなと思ってまして、先ほどの御説明ですと、初めは65歳未満の人がいなくて、そこをプレプリント。スタートは65歳未満の人はいます。準主業もしくは主業なので、そこを回答しますというのが、初めはそれでスタートしたのに、途中から変わりましたから、そこはもうそれも入れない形でということになってしまうのか、そこも含めて、逆もまたしかりで、途中から入ってというところになったときには、その翌年からプレプリントするみたいなことが出てきてしまうのではないかなと思うのですけれども、その辺り、どのようにお考えでしょうか。

**○川崎部会長** なるほど。いかがでしょうか。農林水産省からお願いします。

**○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐(営農類型別経営統計班担当)**

プレプリントの項目ですけれども、小針専門委員がおっしゃるとおり、実際に65歳でショートフォームの方に移行してしまったとなれば、そこは従来ロングフォームで入っていたものについてはプレプリントしなくなりますし、そこからもう一回戻ってきて入れるかというところまでは、恐らくこれは我々の開発するシステム的な問題もあろうかと思うのですけれども、途中の年を空けてまで持ってこられるような仕組みを作れるかというところ、そこは難しいとされているところです。基本的には、前年にあるものは翌年に持つてくるというのがプレプリントだと認識していますので、現状、そこまで複雑なところは想定していないというところです。

**○小針専門委員** 承知しました。状況はそれで承知したのですけれども、同じ客体に5年間連続して調査を行うときに、何となくそこが、書く側としては「あれっ」という違和感みたいな形にもつながる部分ではあるなというところもありましたので、質問しました。ありがとうございます。

**○川崎部会長** 確かに、特に年齢で切るとか、何日以上に従業者がいるとかいないとかで切っていくと、どうしてもそこら辺が動いてしまうところがあるから、そこらが悩ましいところですね。これはまた最初の議論の基準の問題にも戻ってしまうようなところがあるので、そういうことを含めて、この問題はもう少し考える必要があるかもしれないと思います。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

少しお考えいただいている間に、私の素朴な疑問を。今ここにいろいろ論点を挙げていただいて、一つ一つ丁寧に答えていただいているのですが、私自身、いまだに、詳細事項と基本事項の具体的なイメージが完全につかめていないので、少し調査事項の内容ということで教えていただきたいのですが、詳細調査票にある事項で基本にないのが、大きく分けると、私は貸借対照表とかといった大きな区分の項目の中に3つほどあるように見えま

す。一つが、先ほどから話題が出ている農業生産関連事業についてのこと。これはどうもあまり発生が多くないということなので、それはそうかなと、あまりここは気にならないですが、あと、直接販売があったら書いてくださいとか、指定品目があったら書いてくださいというのが調査票に書いてあるのですが、この辺りは、今回の変更以前の調査と比べての接続性とかというのはどうなっているのでしょうか。これは、従前もあったものをそのまま続けているのでしょうか。それとも、今回新たに入れているのでしょうか。その位置づけを教えてくださいたいと思います。

**○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）**

項目については基本的に変更しておらず、基本的な枠組みとしては同じものを把握していくという考え方になっていますので、ロングフォーム調査票については、マイナーチェンジしかしていないということです。

**○川崎部会長** ということは、確認でいえば、直接販売とか指定品目については、従前から調査がされていて、それをそのまま詳細調査票に踏襲しているということですか。

**○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）**

はい、指定品目とか、こういった部分についても、ごく一部の調査対象に、若干事例的な数字にはなってしまうのですけれども、御協力いただいて回答いただいたものあります。

**○川崎部会長** なるほど。分かりました。そういうことだったら結構です。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。岩下委員お願いします。

**○岩下委員** 今回のいろいろな調査事項の見直しというところの項目に入りましたので、現場の意見はアンケートを取って確認ということですが、例えば小針専門委員のように、実際に利活用なさっている方は、お話を聞いていると、大部分が行政の方で、それ以外の方はあまりいないのかなと聞こえたのですが、行政以外の方が少ないのであればあるほど、そういった専門家の方にもっと聞いた方がいいのではないかなというのが、正直、御説明を伺ったときの印象でした。

以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

その辺りはいかがでしょうか。農林水産省では、そういったユーザー側の声といいますか、意見などはどのような感じで受け止めておられるのか、少し御紹介いただけたらと思います。

**○神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）**

この調査は、専ら行政のための調査という認識がありまして、二次利用していただく方は一定程度いらっしゃるのですけれども、どうしても行政としてどう使っているかという確認の方に主眼を置いているのは御指摘のとおりと思っています。今後そこは、二次利用あるいは、目的外利用も含めて、集計などに使う以外の利活用も把握したいと思います。

小針専門委員などは、ヘビーユーザーとしてよく使っていていて、使えない項目とかもよく御指摘いただいているところですので、我々としては、今回、調査項目を見直すに当たっても、データの精度というところ、信頼性というところは非常に考えさせてい

ただきました。先ほども申し上げましたとおり、出現率の低いものについては別の把握の方がよいのではないかと、我々として、データとして責任を持って出せる範囲というのを一方では考えたのですけれども、他方、小針専門委員がおっしゃった貸借対照表の部分についても、データのブレが大きくてなかなか使いにくいという御指摘については、真摯に受け止めて、改善したいと思う部分です。以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

今のようなお答えですが、よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

**○宇南山臨時委員** すみません、宇南山です。

**○川崎部会長** お願いします。

**○宇南山臨時委員** 調査負担の軽減について、今後、DXの活用によって調査票に記入する以外の方法で情報収集できるようにするという御説明があったわけですが、一つは、税務申告書と似たような情報を入れている部分若しくは会計ソフトのようなもので管理しているものをそのまま入れられるような体制というのがもし整う可能性がそれなりにある場合に、現在、ロングフォームとショートフォームの一つの大きいところが貸借対照表ということになっているのですけれども、何らかの会計ソフトとかから転記若しくは直接取り込むことができるようになるのであれば、一旦調査項目から削除してしまうと、すぐ取れる情報であるにもかかわらず、もう一度増やしますというのが難しいという可能性があるのですが、もしそうであれば、今回は貸借対照表の転記項目でもありますし、残すという選択肢もあり得ると思うのですが、その辺の展望についてはいかがお考えでしょうか。

以上です。

**○川崎部会長** 農林水産省から御説明をお願いいたします

**○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 宇南山臨時委員、どうもありがとうございます。確かに、一旦削除した項目をまた取れるから復活するというのはどうかという視点があると思います。次回の資料でもきちんと記載しないといけない留意点として、今我々は、調査を紙ベースで行っていくということは、残念ながら令和4年度以降も続けていかざるを得ないだろうと思っています。例えば、先日確定版が公表されました農林業センサスの結果で、データを使って農業をやっている人というのはどれだけいるかという調査項目に対しては、2割弱ということですが、

これが、我々の調査票のデジタル化された調査なのか、紙ベースかということにそのまま乗っかるということは大胆過ぎるかもしれませんが、申し上げたいのは、紙ベースで数字そのものを伝達していくというのが農業ではまだまだ主流であるというところがあります。そのような中で負担軽減をどう考えるかということです。一方で、今後はこのスマート農業というのをどんどん推進していく中で、デジタル化されたデータそのものが農業ではもうごく当たり前のようになってきたときには、それをそのまま調査票にも取り込むということは多分できていくのだろうと思われまます。こういう状況なので、一旦ここで取り下げて、それでまた復活するということの重要性といいますか、重みと、我々は負担軽減というものを少しでもやらないと、なかなかこのデジタル化でそのままソフトから取り込

むというのが2、3年後にすぐ見込めるかという世界観を比較して考えたときに、後者の方はクエスチョンをまだまだつけないといけない状況にあるのではないかと思われ、そう簡単には済まないのではないかと思うところありますので、そのようなところも、先ほど65歳の基準をどう考えるか等々でいろいろ御意見をいただきましたけれども、そことも関連づけて御説明をさせていただきたいと思っています。

以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。何かありますか。

**○萩野総務省統計委員会担当室長** すみません、担当室長の萩野です。先ほどの岩下委員の御意見に関連するところですが、資料3 審査メモで示された論点に対する回答の12ページのところに「営農類型別に詳細な農業経営モデル分析を行っており」とあります。このモデル分析でどのようなデータニーズが出ているのかというのも、先ほどの論点であった重点化の議論に絡めて少し教えていただければと思います。

宇南山臨時委員がおっしゃった経営規模については、営農類型別に基準は異なるのではないかという小針専門委員の御指摘がありましたけれども、そうであれば、営農類型別に経営規模について重点化の基準を作るということも考えられなくもないわけで、そういったことが可能かどうかということも含めて、少しこの辺の経営モデル分析から出てくるようなデータニーズとか、基準化の提案といったものも教えていただければと思います。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

そのようなことはぜひ含めていただいて、次回また農林水産省から御報告をいただけたらと思います。

一応、論点2は、今日のここでの審議はここまでとさせていただきたいと思いますが、暫定的に申せば、おおむねこの削除事項については、このようなところかなという感じで皆様受け止められたのかなと私なりには理解しました。ただ、若干先ほどから出ているような疑問もありますし、またDXの進展とともにこの調査がどう変わっていくかという視点も必要になってくるので、そういったことも含めて、また次回、補足の説明を農林水産省からしていただいて、最終的な結論に至るということができたらと思います。

そのような暫定的な整理で次に進ませていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは次に、大きな論点の3番目の標本設計の見直しという項目に進ませていただきたいと思います。

では、総務省から論点の御説明をお願いいたします。

**○森総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官** 資料2の審査メモ7ページとなります。今回、標本設計の変更として、農林業センサスの母集団の情報が更新されること、前回の変更において新たに設定していた目標精度の達成状況等を踏まえ、報告者数を変更することを計画されております。

イの部分に記載しておりますが、この調査については、前回、標本設計を大きく見直し



たということもありまして、その実績を確認し、更なる見直しの必要性を検討するという課題をいただいております。また、今回は、母集団が新しい農林業センサスの結果に置き換わります。

これらを踏まえて今回検討されたのですが、結論といたしましては、基本的な考え方には変更はないということで、資料の見出しとしては「標本設計の見直し」としておりますが、実態としてはサンプルサイズの小規模な変更となっております。

ただ、細かに目標精度を変えている部分もありまして、それらについては別添2に資料として整理しております。こちらを見ていただくと分かるのですが、こちらが今回検討を行った標本設計の一覧でして、中央が現行、右側が今回見直すものということで、数字が細かくて少し分かりづらいのですが、目標精度を見直した箇所を黄色にしております、これに併せて報告者数も変更されています。御覧のとおり、変更された部分が少なくない状況となっております、繰り返しとなりますが、基本的な考え方には変更はないということですが、事前にいただいている説明では、生産費の調査を中心にサンプルサイズの維持を念頭に、一部の区分について目標精度を改めたとの説明も受けたところです。通常、目標精度を決めてサンプルサイズが決まるという流れが一般的で、サンプルサイズを維持するために目標精度を変えるというのは、あまり聞かない表現かなという思いもあります。

このようなことも含めて、審査メモ7ページ戻っていただければと思いますが、論点といたしまして、今回の目標精度及び報告者数の見直しは、どのような考え方により行われたか、今回の変更において、経営統計調査の法人経営体の報告者数が削減されているが、前回の答申との方向性は合っているかなど、立てさせていただきました。

また、論点の4番になるのですが、今回から個人経営体については、主業・準主業、副業別に調査事項の範囲を変えることとされているが、標本設計の考え方や、報告者の選定手順において、主業、準主業及び副業の区分を考慮しない理由は何かといった論点を立てさせていただきました。

これについては、質問の趣旨として改めて記載してはいますが、経営統計調査の個人経営体については、経営規模別に階層を設けて無作為抽出するとされておまして、主業・準主業・副業の調査票の配り分けが行われる区分を考慮した選定とはなっていません。そのため、面積規模が小さい経営体について、調査事項が少ない副業的経営体が多く選定されてしまい、詳細項目の集計に支障が生じるおそれはないかということで、この論点を立てたところです。

事務局からは以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

それでは、農林水産省から御説明をお願いします。

**○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 資料3の15ページで御説明いたします。

まず、論点の1番目のところです。目標精度及び報告者数の見直しは、どのような考え方かということです。先ほど事務局から御説明がありましたように、審査メモ別添2の

ところを根拠といたしまして、実績精度・目標精度にほぼ近い形で得られたところということで考えておまして、利活用上大きな支障は見られなかったことから、大きな見直しは必要ないと判断しています。

農業経営統計調査、これは経営統計調査、生産費調査を併せてですけれども、この調査の結果は、二次利用にも重要だと思っています。その二次利用とは、行政における経営統計調査を活用した経営モデルの作成や、交付金等算定のための多種多様なシミュレーション等です。

こうした利活用ニーズに対応するため、サンプルサイズの維持を念頭に、一部の区分について目標精度を改め、必要最小限のサンプルサイズの変更を行ったというところですが、ここには記載していませんが、少しだけ補足的な説明をいたします。

御存じのように、日本の農業というのは、いろいろな土地の条件あるいは気象の条件の農家が創意と工夫を行って経営をされているということとして、農林水産省としても、多種多様な営農を、政策の指針となる食料・農業・農村基本計画の中で農業経営の展望として示しているというところでは約40を平成2年3月に直近の食料・農業・農村基本計画の中では掲載しています。農林水産省として農家の創意や工夫をさらに後押ししていく必要があるというところではあります。

一方で、この経営統計調査というのは、水田作とか畑作あるいは野菜作等、基本的な営農類型による平均的な姿の算出のためのサンプルサイズを得ることと併せまして、今申し上げた農業経営の展望に示されるいろいろな形の、例えば複合経営の姿とか、あるいはどういった果物の栽培を組み合わせたらとかという、そこまでの踏み込んだ形でのモデルを示しているというところもあります。よって、そういった営農の姿を示すためにも、十分なサンプルを得るということも必要だと考えておまして、これも農業政策が果たすべき責任や期待と思っているところとして、この農業経営統計調査の機会を捉えて把握したいと考えているところです。そのようなことでこのサンプルサイズというのは決まっているということをあえて御説明いたしました。

具体的に大きな見直しはないのですけれども、見直しをした箇所等については、その下の1番から御説明しているところですが、17ページを見ていただきたいと思います。現行と見直しでどうなったかという表です。

ここで、一部訂正があります。表の真ん中のところに(1)①、(1)②がありますけれども、(1)というのは15ページの1のAと読み替えていただいて、(2)の場合は1のイに読み替えていただくということで修正をお願いします。それで、見直したものというのは、ここに数字を書いて整理しています。15ページに戻っていただいて、1番のところを整理させていただきました。

このAの④のところに記載してはありますが、その他経営、例えば芝を作っているとか、あるいは養蜂をやっているとか、こういった方々もいらっしゃいます。こういった方々については、目標精度を決めてというのがなかなか難しいところがありますので、金額での階層を設けまして、それぞれ5階層に分けて10標本ずつということで決めていているという考え方を導入しているところです。

法人経営体につきまして、今のところで、依然として母集団サイズとしては小さい。増えてはいますが、個人の場合ですと、まだまだ100万以上の経営体の規模ですが、法人の場合はようやく3万を超えたというのが直近のデータです。こういった母集団サイズが小さいという状況がありますので、目標精度は据え置いたというところを整理しています。

今は経営統計調査について御説明をしましたが、生産費調査についても若干の見直しをしているのが、今、画面にあるこの表で、目標精度を上げたものと、残念ながら目標精度を下げたもの。目標精度を下げるというのは、これはどうしても天候・気候に非常に影響を受けやすいような品目だと思っておりまして、そういったものは少し下げるということをしています。

以上が論点の1番です。

論点の2です。目標精度については、地域ごとに設定する必要はないのですかということところです。

回答の1のところですが、地域区分を増やして、それぞれの地域に目標精度を設けることは、一方でそういう考え方は分かるものの、調査対象経営体数の増加につながり、全体で考えますと、負担というのはかけざるを得ないと思っています。

そこで回答の2ですが、今、平成7年に農業経営動向統計調査として実施して以来、目標精度設定は地域に対しては行っていないところですが、これまでも利活用などに支障を来たことはないということで、回答1のより大きな負担につながるということと、今までは支障を来たことはないということのバランスを見て、地域ごとに設定する必要はないと考えているところです。

論点の3番、法人経営体の報告者数を今回削減することについて、どのような理由によるものかということところです。回答の1に記載しましたが、経営統計調査の法人経営体というのは、令和元年調査から初めて目標精度を設定してサンプルサイズを算出しました。初めて目標精度を設定する際に、2に記載しましたが、過去3年分の実績精度を基にして算出していますが、精度の低い結果や、調査結果で不明な階層は農林業センサスの母分散を活用したというところがあって、結果として変動係数の振れ幅が大きくなったということで、サンプルサイズが過大になったということだと思います。

よって、3に記載しましたが、最新の2020年農林業センサスの母集団情報が得られたということですので、直近の農業構造が反映されたということですので。その結果として、報告者数が削減になったということですので。

19ページ目のところでは、表のところ、法人経営体の年次別実績精度の比較を表として掲載しておりますが、今回と前回でどのような違いがあるかということで、御参考までに掲載しています。

20ページの論点の4番目です。標本設計の考え方、主業・準主業及び副業の区分を考慮しない理由は一体何かということですので。質問の趣旨のところの4行目、調査事項が少ない副業的経営体が結果的に多く選定されてしまうということも考えられるのではないかと思います。

回答の1です。従来から主副業別に得られた結果を提供しているということと、加えて

全国農業地域別あるいは農業地域類型別、例えば中山間地域とか平場地域とかがあるのですけれども、そういった結果も提供していますが、あらかじめ特別な設計を行ってというものではありません。

主業・準主業及び副業別の構造を比較しても、農林業センサスとおおむね一致しているというような割合で経営体を分散できていると思っています。

下の表に万分比ベースで記載しています。この太線が少し見えにくいのかもかもしれませんが、農林業センサスでは、主業・準主業と副業的、これで線引きをしていますので、この場合に、3,600と6,400と、万分比ではこのようになります。それが、直近の令和元年の経営統計調査結果を見ていただきますと、あらかじめ主業・準主業と副業的別に目標数値をもって分散させているわけではない、自然体なわけですけれども、ほぼニアリーイコールの割合で配分できているという結果も得ています。

2で記載していますが、一方で、今回、線引きして、濃淡をつけた調査へ変更することを計画していますけれども、調査結果の復元は主副業に区分することが目的ではなくて、経営収支に係る項目の削減は行わないということとしていますので、設計を大きく変える必要はないものと考えたところです。

3ですけれども、仮に、主業・準主業経営体と副業的経営体とを区別して標本設計を行うとなりますと、単純に考えると、倍の区分が設けられるということで、膨大なサンプルサイズになるのではないかと、それはひいては負担増につながるのではないかと考えたところです。

21ページの4です。とはいえ、今までと同じでように自然体でいいのかということについては、事務局からの御指導もありましたので、記載しているとおおり、サンプルサイズの構成を維持するとの観点から、2020年農林業センサスの結果を踏まえて、主業と準主業と副業の構成を現在以上に精緻に行うように工夫したい。すなわち、自然体でやっていたものが、主業と準主業と副業の構成を念頭に、それらが散らばるように工夫して調査を行っていきたいと思っています。

また、集計表の公表に当たっては、ユーザー目線にもしっかり立たないといけないと思っています。主副業別の拡大乗率に用いた分布、すなわちウエイトの分布の状況を提供するというので、利用者の利便性にも配慮したいと思っています。

農林水産省からは以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございました。

それでは、御質問等ありましたらお願いいたします。

標本設計のところは、これまた論点の数は少ないのですが、少し深く考えると、なかなかテクニカルには難しい問題も含まれているなという感じはしていますが、いかがでしょうか。

それでは、私から、論点に沿って私なりの今の説明を聞いた感想を申し上げますが、1番目の論点の目標制度及び報告者数の見直しの考え方ですが、今回は、御説明からすれば、どちらかという継続している調査の問題ですので、新たに目標設定するという事にはならないのだろうと思うので、継続調査の中でどのように言わば標本の最適化をしていく

かとか、目的にかなったものにしていくかということなので、今日の御説明を聞いた限りでは、それぞれ目的にかなった手直しをしていくということなのではないかと思いましたが、私自身は回答の1については大きな疑問は持ちませんでした。

それから回答2の点、これも、北海道と都府県だけではなくて、都府県をもっと細かく分ければどうかというアイデアですが、これはアイデアとしては分かるものの、この程度の標本規模で細かく分け過ぎると、かえって、もし都府県別の精度を上げようとするれば全国の精度が落ちたりするとかというようなトレードオフの問題もあるので、全国の精度も一定に維持しながら、都府県別の結果がどうしても欲しいという事情あれば別ですが、もしこの全国標本でそうでもないというのであれば、これは目的に沿って設計するというのが原則だと思います。2番に関して、むしろ私がお尋ねしたいのは、都府県別の結果、単一の県ごとの結果というのは、この調査から求められるものですか、求められないものですかと。もし求められないのであれば、この設計でいいですねというのが私の考えで、これは後ほど農林水産省から感じを教えてくださいということですが、多分、大丈夫だということ、これは2番のところに記載されているのはそういうことだと思うので、県別の結果は要らないからこれでいいということだと思いましたが、多分それでいいと思います。

それから、次の今回の件は過去のことに反しないかということですが、これも、今の御説明からしますと、それぞれ過大であるところを少し小さいところに移すという、実態を見ながらの修正ということですので、答申の趣旨ももちろん大事ではありますが、実態を見ての修正というのが大事だということだと思えます。そういう意味では私自身はこの説明を違和感なく聞きました。

むしろ4番目が私は一番よく分からないという感じがしておりまして、要するに今回は、調査票が副業的な経営体については別に聞かれて、主業・準主業のところはこれまでどおり詳細に聞かれるということで、全く調査の手法・対象が違うわけですが、それで、特に詳細事項だけは主業・準主業だけについての値を出すということであれば、これは常識的にはここで層を分けるのが普通だろうと思うのですが、どうも全く層化の基準にも入っていないとなると、本当に大丈夫かなという心配を持ちました。というのが疑問でして、その対象が自然体で決まっていますというのでいいのかなというのが私は納得がいかなかったなというところですが、いかがでしょうか。この辺りは、おそらくお答えは20ページの表で、実績としても、副業的はかなり多いし、どちらも集団としては一定の規模があるから、自然体でサンプリングをやっても一定の規模の標本が確保できるから大丈夫ですと、そういうことなのかなと思いましたが、それであれば、大丈夫なのかなというぐらいの感じです。あまり確証を持っていていいわけではないのですが、実態としては支障がないということかなと思いましたが、そういうことです。

全体を通じまして疑問はあるのですが、大きくこれでまずいという感じは私自身では持たなかったというのが私の解釈ですが、ほかの委員はいかがでしょう。どうぞ。

○宇南山臨時委員 宇南山です。

○川崎部会長 お願いします。

**○宇南山臨時委員** 今、川崎部会長がおっしゃった4番目の論点で、少し調査実務に関わるところなのですが、これまでは同じ調査票を配っていたということで、自然体で聞いたら、おおよそ農林業センサスと同じような比率になっていたということですが、今後、調査票の中身が少し変わって、主業・準主業に比べ副業の方の調査負担が小さくなったということで、調査拒否みたいなものは副業的経営体の方が低くなるような可能性があるのではないかと考えられます。そうすると、今このサンプリングをした後、調査拒否みたいなものが発生した後、サンプルをどうやって補完しているのかとか、どの程度調査の拒否率があるのかという情報があれば、そこは少し実務に基づいてコメントをしていただいた方が安心かなと思いました。もしかすると、拒否率にすごく差があった場合に、副業的な人ばかりが引き受けることになってしまうと、これまでとは違う傾向が出てくる可能性があると思いますので。

以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

この点に関して、農林水産省いかがでしょうか、

**○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班担当）** 農林水産省の萩野と申します。よろしく申し上げます。

冒頭、川崎部会長からいただいた、都道府県別結果までということは公表しませんので、御指摘のとおりだと考えております。

もう1点、この調査で、最初にこのような主業・準主業と副業に分けてという命題が出たときの標本設計として、そもそものこの標本を決める基は何かというと、このページという一つ前の19ページにも関係してくると思いますが、この表の下の方で、細かいことが書いていないのですけれども、目標としているのは農業所得になります。それは何かというと、農林業センサスを母集団にするときには所得という調査事項がないので、我々は便宜として販売金額で農業粗収益の概念（標本設計のための目標精度や実績精度の算出は、農業粗収益（センサスの販売金額）を用いて設定することの意味）でサンプルサイズを決めているのですが、今回その調査の内容として、今後また次回にどんな集計がとか、そういう深い話もということもあるのですけれども、まず日本全体としてどのような所得構成になるかというのを見たときに、詳細項目も基本項目も、所得という概念を出すための粗収益、経営費というところで、今回の見直しでは一切その調査項目が変わらないということですので、そこは一貫してぶれない数字が出るということで、調査の仕組みを変えていないということだと考えています。

当然、配布のときというところで、今回初めてというのは、今まで実は主業・準主業・副業という区分も出していなかったわけではなくて、日本全体という中では公表していたのですけれども、そこはあくまで抽出集計という範囲での結果でしたので、配り分けはなかったのですが、これも付け加えて御説明をすれば、しっかりと配り分けして確実に標本を取っていかないと、構成比が再現できないのではないかとこのところの疑念に対して答えられないということで、配り分けはしていくということです。

宇南山臨時委員の御質問として、副業で拒否率が低くなるのではないかとこのところは、我々

もそうならいただきたいのですが、実はこれは前回の審査のときもあって、今回、議論にはなっていないのですけれども、労働力を把握している統計で、これは今回、労働力というのは特段調査の項目を変えたかという、そのようなことはないのです。労働力は何かという、労働時間を日々記帳していただくというところがあります。そういう意味では、固定資産を聞かないことで負担はかなり変わるのですけれども、どうしても労働力把握に係る負担があるので、我々としても、一度やってみないと、どれだけ調査拒否とか、現実に調査拒否というのはありますので、どれぐらいの数になるかというのは捉えていけないといけないと考えています。

そのような中で、拒否率とかというところもあるのですが、基本的には、復元する際には、我々は農林業センサスを母集団として復元していますので、端的に言えば加重平均ですが、そこの中で消えてしまいますので、そこまで拒否が集計値に影響が出るかなと、今回変えたことで影響があるとは考えていないところです。

以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

今の関連で1点確認させていただきたいのですが、副業的経営体か、それとも主業・準主業かというのは、調査員が経営体に接触するときに、「お宅はどちらですか。65歳未満のこういう要件を満たす方がおられますか」とか、そういうことを聞いて、そこでどちらの調査票を渡すかと決めるのですか。それとも、何か事前情報があつて、「これです」と渡すのですか。どのようにして配り分けを想定されているのですか。これは結構サンプリングの具体的な現場での問題にもなってくるので、そのやり方を教えていただきたいのですが。

**○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班担当）** 農林水産省の萩野です。引き続きお答えします。

農林業センサスで主業・準主業・副業を捉えておまして、名簿情報に既にあります。一次的にまず、ここの客体はということで把握できるところです。二次的には、これは調査票化した前回申請時にも御説明したのですが、その農家がどのような要件の農家というのは、調査初めに調査の内容を丁寧に説明することにしては、そこで確認ができると思っています。

以上でございます。

**○川崎部会長** 分かりました。それであれば、事前情報で配り分けをするというのが原則ですか。ただ、事前情報で配り分けをしても、その場で調べてみたら状況が変わっているということが起こりそうな気がする、そこは疑問に思いました。

小針専門委員、どうぞお願いします。

**○小針専門委員** 今のところと関連して、初め、農林業センサスの時点では、その時点で65歳未満の60日の人がいるかというのが確認できるかと思うのですが、その次の年からはどっちを基準にしていくのですか。この年に「お願いします」といったときには、その年にどっちかと、まだ分からないのではないのでしょうか。誰がどう働くかという、その結果のところとひもづかなくなってしまうので、その期首の時点で、例えば前年の結果として

65歳未満の人が60日以上していたからという形でとするのか、そのルールを決めないとぶれが出てきてしまうと思うので、そのルールもきちんと決めておかなければいけないというのは、今の御発言に絡んで思ったところです。

以上です。

**○川崎部会長** 確かにそうですね。2020年農林業センサスの情報で、この調査を実際に実施するとなると、2022年からとなりますでしょうか。そうすると、63歳の人がいたら65歳になってしまうという単純な問題だって起こってくるのですが、そういうところで少し考えを整理していただく必要があると思いますけれども、本当に、現場で聞いて状況を確認して、そのロングフォーム・ショートフォームを配り分けるというやり方と、それから事前情報で若干古くなるのは承知の上で配り分けするというやり方、それから継続的にやる場合、今、小針専門委員がおっしゃったように、毎年、毎年やっていくと、人間は年を取っていきますから、その問題をどうするかとか、あるいは新しい就農者も出てくるとかということもあるわけで、そこの扱い方をもう少し、これはサンプリングとは少しずれるかもしれませんが、調査対象の的確な把握という観点から一度整理していただく必要があるように思いますが、いかがでしょうか。農林水産省から、今回お答えいただければと思いますが、無理でしたら、次回にもう少し補足していただきたいと思います。

**○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班担当）** 引き続き萩野から回答いたします。

本調査は、基本的には、これだけではなくて、その農家の指標というものの自体も、期首で判断させていただきます。特に、先ほど申したように、なぜこの調査は毎年最初に丁寧に説明しないといけないかということ、農家の方の状況がいろいろ代わったりとか、営農も変わったりとかということもありますので、期首に必ず、どういう区分かという判断をしていくということをしています。特に、副業、60何歳とかというお話もいただきましたけれども、途中で後継者が入ってくるということも、また労働力の人材というところでも、従来から期首で判断させていただいていますので、その概念を継続できればと思っています。

以上です。

**○川崎部会長** お考えは理解しましたけれども、2020年農林業センサスの情報を使ってアプローチしていくと、これはたしかローテーションでずっと標本が変わっていくのではありませんでしたか。そうすると、終わり頃になってくると、農林業センサスの調査時点の情報と調査対象の現状というのはずれてくる可能性はかなり高い気がするのですが、その辺は、農業経営体自体が消滅することもあるでしょうし、新設されるでしょうし、消滅・新設を全部除いたとしても、65歳といった年齢を聞くようなものについては、私は何か工夫が必要な気がするのですが、お考えください。

**○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 部会長、どうもありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。我々は、考え方はしっかり整理しているつもりですが、いざ現場でしっかりと分けて、正確に物事が伝わって調査できるということが大切だと思います。だから、ルール決めという言葉が小針専門委員からもあったかと思いますが、次回、それはこの産業統計部会でも説明するだけではなく、農林水産省の地方統計職



員にも、こういうルールでということは必要になってきますので、次回でもそういったことを、ルールをこう考えているということを示させていただきたいと思います。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

実は、こんなことでいろいろ議論しておりましたら、もう12時7分になっていまして、予定の12時を過ぎてしまっていますが、まだもう1項目、公表時期の変更が残っています。どうでしょうか。事務局との御相談ですが、いかがでしょうか。

**○内山総務省政策統括官（政策基準担当）付統計審査官** 内山です。

**○川崎部会長** はい。お願いします。

**○内山総務省政策統括官（政策基準担当）付統計審査官** 標本設計の部分まで御議論いただきましたので、本日のところは、これで終了していただいて結構かと思います。

**○川崎部会長** 分かりました。では、それでは時間を超過していますので、ここまでとし、残りの審議事項は、次回に繰越しということにいたします。

今回は、公表時期の変更と、それからこれまでの3つばかりの大きな論点のところについての御説明・御回答をお願いしたいと思います。

それでは、今日の議論は、ここで若干時間が超過して大変恐縮ですが、終了させていただきたいと思います。

また、今日の議論を振り返っていただいて、委員の皆様には追加で御質問とかお気づきの点もあるのではないかと思います。もしそういう場合には、事務局にメールで御連絡いただければと思います。

それから、この後ですが、5月の下旬、26日に統計委員会が開催される予定ですので、現在の状況につきましては、私から統計委員会に御報告させていただきたいと思います。

それでは、終了に先立ちまして、事務局から御連絡等がありましたら、お願いしたいと思います。

**○内山総務省政策統括官（政策基準担当）付統計審査官** ありがとうございます。事務局、内山です。私から4点ほどお知らせをいたします。

1点目は、次回以降の部会予定です。次回につきましては、3週間後ということになりましょうか、6月9日水曜日の午前10時からということで予定しています。緊急事態宣言の状況により、今回同様ウェブ開催になる可能性もありますが、実開催になった場合には、新宿若松町の庁舎ということになります。開催形式につきましては、改めて御連絡差し上げたいと思います。

また、予備日として7月1日の14時から16時で予定していますが、次回の進捗によりましては、この予備日につきましても、開催の御相談を差し上げるということもございます。ですので、7月1日木曜日2時～4時につきましてもお含みおきいただければ幸いです。以上、1点目でした。

それから2点目。今、部会長からも御紹介いただきましたが、追加の御質問につきましては、時間がない中ではございますけれども、来週の5月24日月曜日の正午までにメールにより事務局に御連絡いただければと思います。

それから3点目。本日配布あるいは表示した資料につきましては、次回以降の部会でも

使いますので、また保管等していただければ幸いです。

最後に4点目は、本日の結果概要ですが、事務局で作成し次第、メールにして御照会さしあげますので、こちらにつきましても確認をよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、以上4点です。

**○川崎部会長** ありがとうございました。

それでは、本日の部会は、予定時間を超過いたしました。これをもって終了させていただきます。委員の皆様、総務省の方々、農林水産省の方々、関係の方々、皆様、御出席、ありがとうございました。また次回もよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。